

## 教育福祉委員会委員長報告書

令和2年12月16日

教育福祉委員会に付託されました議案18件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第120号「指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリー）」について申し上げます。

本案は、一茶双樹記念館及び社会教育ギャラリーについて、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

文化財保護法の改正により、地域での積極的な活用を行えるようになり、今までの歴史や社会教育の施設に加え、地域活用を使用できる飲食設備の再整備も行ってきた。DMO制度の支援を受けた民間法人の管理体制となることから、文化観光の拠点として地域を活性化できる体制づくりをしっかりと作ることを強く要望する。

2 反対の立場で討論する。

観光費に関わるDMO推進事業は、県内でも7件しかなく、株式会社形式は1件しかない。国内でもDMOは293件中、株式会社形式は38パーセントとなっている。国も安易な組織の設立や運営を推奨していない。

本市において、DMOという組織まで立ち上げて、観光を推奨することについては、わが党は積極的な立場ではない。

DMOの設立に2,500万円の巨額を投入することに対して反対している立場である。

### 3 賛成の立場で討論する。

非常に抽象的なものが多くて、正直言って指定管理者の指定の審査としては不十分な説明しかしていないという点はあるが、それを受けて実際には、流山市も出資する法人が引き受けてやっていくことになるので、懸念事項が事実にならないように最大限の努力をしていただくという条件のもとに賛成とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第117号「指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）」について申し上げます。

本案は、流山市生涯学習センターについて、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 賛成の立場で討論する。

本市の生涯学習が活発な点は、生涯学習センターに寄与するところが大きいと考える。利用満足度が98.6パーセントという点も納得できる。市民のために活発な施設に成長していることを高く評価する。

#### 2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

流山市の戦略をよく理解し、必要な生涯学習機能を作ることに貢献されてきた事業者だと感じる。今期は生涯学習コンシェルジュや地域活性化事業の新設などを提案され、若い世代の地域資源の掘り起こしを検討されていることが伝わってきた。

事業者が何を課題として、どのような事業を選択されているのかを把握し、連携することを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

次に、議案第118号「指定管理者の指定について（流山市民総合体育館ほか8体育施設）」について申し上げます。

本案は、流山市民総合体育館ほか8体育施設について、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

生活に欠かせない運動につながる施設の管理についてだが、自主事業も多岐にわたり実施をしており、市民からの評価も高い。

今後の提案内容に、新たにユーチューブやラインを使った情報伝達手段の活用や、施設利用者110万人を目指す等、今後の運営を見据え賛成とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第119号「指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ）」について申し上げます。

本案は、流山市コミュニティプラザについて、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

市民の声から施設や備品の老朽化の意見があるが、定期点検、日常点検を行い、事故は発生していないとのこと。

利用者、特にスポーツ施設に関しては利用者の増減が少なく、常に施設を利用するリピーターが多いと推測される。会議室や和室を有効活用できるよう、創意工夫をすることを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号「流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省令の一部改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正するものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

保護者の対象拡大や避難訓練を追加する等々は評価できるが、家庭的保育の面では、職員は、全員研修を受けたもので保育士資格者でなくてもよいとなっている。各事業の保育者は、全て保育士資格を有するものにすべきと考える。

給食に関しては、衛生面やアレルギー児の対応、子どもの体調に応じたきめ細やかな食事の提供のため、自園調理を必須とするような設備とするべきである。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第116号「指定管理者の指定について（流山市おおたかの森児童センター）」について申し上げます。

本案は、流山市おおたかの森児童センターについて、令和3年3月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

この地域の課題は、地域の力、ソーシャルキャピタルの創出ということは訴え続けてきて、基本方針にも入っている。

イベント的な運営にごまかされることなく、地域の子供たち、親御さんたちが、目的がなくても立ち寄れるような、心のよりどころになる施設になることを目指してほしいと要望する。

民間の力を十分に生かし、地域資源の掘り起こしと開発を通じて、切れ目のない子育て支援を実現することを期待する。

2 反対の立場で討論する。

株主配当が優先される可能性がある。

3 賛成の立場で討論する。

第三者委員という苦情解決制度を導入する点に期待は大きい。福祉サービスへの第三者評価導入に対するニーズは高いが、費用の点がネックであると認識する。今回、第三者委員を含む苦情解決制度を導入することで、質の高いサービスを大いに期待する。がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号「令和2年度流山市介護保険特別会計補正予算第2号」について申し上げます。

本案は、決算的見地から、総務費、保険給付費等を減額するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ3億5,286万8千円を減額し、予算総額を129億260万1千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号「流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、デイサービスセンターを使用する身体障害者に係る年

齡制限の廃止及び事業の実施方法の整理による利用者負担額の設定並びに同センターで実施する事業のうち、介護予防通所介護を第1号通所事業に変更するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第114号「指定管理者の指定について流山市地域福祉センター」について申し上げます。

本案は、流山市地域福祉センターについて、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第115号「指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）」について申し上げます。

本案は、流山市心身障害者福祉作業所さつき園について、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

利用者からはおおむね前向きな意見が多く、工賃を上げるために多くの事業者と受注作業を受けており、利用者の希望にそえる運営がかいまみられる。

仕事以外の余暇的活動も取り組まれており、今後も利用者に寄り添った運営を望む  
がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第107号「指定管理者の指定について（流山市流

山福社会館)」、議案第108号「指定管理者の指定について(流山市西深井福社会館)」、議案第109号「指定管理者の指定について(流山市南福社会館)」、議案第110号「指定管理者の指定について(流山市名都借福社会館)」、議案第111号「指定管理者の指定について(流山市平和台福社会館)」、議案第112号「指定管理者の指定について(流山市下花輪福社会館)」並びに議案第113号「指定管理者の指定について(流山市東深井福社会館)」の以上7件は、福社会館に係る指定管理者の指定に関するものですので、一括して審査したことを申し上げます。

一括審査した議案7件については、福社会館7施設について、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第107号から議案第113号の以上7件については、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第106号「専決処分の承認を求めることについて(流山市学校事故調査委員会設置条例)」について申し上げます。

本案は、市が設置する幼稚園、小学校又は中学校に在籍する幼児、児童又は生徒について発生した事故であって教育委員会が調査の必要があると認めるものに係る調査及び審議を行うため、教育委員会に学校事故調査委員会を設置することについて、特に緊急を要したため、令和2年10月13日付けで流山市学校事故調査委員会設置条例の制定について、専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

以上で教育福祉委員会の委員長報告を終わります。